

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級準用第 8 級に該当するとして、障害等級第 10 級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、国立公園でヒグマ対策業務に従事していた、平成〇年〇月〇日パトロール中にヒグマを確認したので、追い払うために轟音玉に着火したところ爆発し右手を負傷した。請求人は、〇病院を受診し、「右手多発損傷」と診断され、加療の結果、同年〇月〇日に治癒した。

治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 10 級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

障害等級第 10 級の決定を受けたが、障害等級は併合して第 7 級に該当すると考える。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 右示指は、中節骨の近位指節間関節に近い部分で切断されており、第 12 級の 9 に該当する。
 - (2) 右中指は、近位指節間関節で基節骨と中節骨が離断されており、第 11 級の 6 に該当する。
 - (3) 右環指は、遠位指節間関節の運動範囲が 0 であり、第 14 級の 7 に該当する。
 - (4) 受傷部位及び皮膚移植部位の神経症状は、常時性がなく障害等級に該当しない。
- 以上から、併合の方法を用いて準用し、準用第 10 級と認定した。

4 審査官の判断

(1) 欠損障害について

右中指は、近位指節間関節において、基節骨と中節骨とが離断されていることが認められることから、障害等級第 11 級の 6 に該当する。

(2) 機能障害について

ア 右母指の中手指節関節の可動域は、骨折に伴う軟部組織の拘縮を原因とし、健側の可動域角度の 2 分の 1 以下に制限されている。

イ 右示指は、中節骨において切断されており、末節骨の長さの 2 分の 1 以上失っていることが認められる。

ウ 右環指の遠位指節間関節は、屈曲時 55 度において強直状態である。
エ 右小指の各関節の可動域は、健側の可動域角度 2 分の 1 以下にまで制限されていない。
オ 以上より、請求人に残存する機能障害は「1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの」(9 級の 9)に該当する。

(3) 神経障害について

請求人の訴える右示指、右中指及び皮膚移植部分の疼痛等神経症状は、請求人の主訴よりその程度は受傷及び皮膚移植部位にほとんど常時疼痛を残す状態にはないことから障害等級に該当しない。

(4) 醜状障害について

右手の手術線状痕部分及び皮膚移植部分は、その範囲が「手のひらの大きさの醜いあとを残すもの」にいたっておらず、障害等級に該当しない。

(5) 結論

以上から、請求人に残存する障害は、右中指の欠損障害の障害等級第 11 級、右母指、右示指及び右環指の機能障害の障害等級第 9 級が認められることから、これらを併合の方法を用いて準用等級を定めると障害等級準用第 8 級に該当する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第 10 級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分は、取り消されるべきである。